

医薬情報提供者（MR）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、これまで皆様の院内立入りを禁止していましたが、同感染症の沈静化を踏まえて、下記のとおり、院内立入りを認めることにしましたのでお知らせします。

記

1 面会予約

- (1) 別添の面会票をダウンロードし、面会希望者に関する情報①～⑤を記載する。
- (2) メール本文に面会希望日時、面会希望医師名及び面会目的を記入の上、(1)の面会票を添付して、n-hphisho3@pref-hp.nichinan.miyazaki.jpへ送付する。
なお、面会希望日は面会予約日設定の参考にするので、遅くとも1週間前に送付すること。
- (3) 当院医療秘書が医師に面会の応否を確認し、メールで回答する。面会する場合は面会票の⑦～⑪を記入したものを添付する。

2 面会当日に東出入口で提出が必要なもの

- (1) 面会票(①～⑤、⑦～⑪)が記載されたものに、当日⑥を記入して提出)
- (2) ワクチン接種証明書の写し
- (3) PCR陰性証明書の写し(面会票⑥で2週間以内感染地域滞在歴が有の場合に限る。)

3 留意事項

- (1) 面会票の記入のない場合、面会予約がない場合、ワクチン接種証明書の写しの添付がない場合、必要なPCR陰性証明書の写しの添付がない場合は面会できない。なお、面会の度に証明書写しの添付が必要。(両面コピー可)
- (2) 2週間以内の滞在歴を問う感染地域とは、緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域・感染拡大地域・感染流行地域・感染注意地域等、直近1週間の10万人あたりの新規感染者数が2.5人以上の地域及び県が定める赤・オレンジの圏域区分にあたる地域を指す。
- (3) 当院が患者への面会禁止措置を執った場合、予約があっても面会禁止とする。個別連絡はしないので、当院ホームページで確認のこと。
- (4) 面会は1面会目的につき1人まで(同一会社が複数の面会目的を有するために複数のMRを面会させようとする場合、MR毎に面会票の提出が必要。)

以上

令和3年12月13日 医事・経営企画課長作成